

入 札 説 明 書

令和 7 年 9 月 1 2 日
(公財) 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター（以下「当財団」という。）の「令和 7 年度の紛争処理委員実務研修及び新任委員研修で使用する資料の印刷・発送等業務」の発注に係る入札公告（令和 7 年 9 月 1 2 日付）に基づく入札（以下「本件入札」という。）については、下記に定めるところによる。

【はじめに】

- (1) 入札公告、本説明書及び入札心得を熟覧し、承諾の上で本件入札に参加すること。
本件入札についての説明は本説明書による。
入札書の提出後は、不知又は不明を理由として本件入札に異議を申し立てることはできない。
- (2) 本件入札において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本件入札に関して要した費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- (4) 入札参加者は、本件入札に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名
「令和 7 年度の紛争処理委員実務研修及び新任委員研修で使用する資料の印刷・発送等業務」
- (2) 業務概要
当財団が主催する研修会用の資料の印刷、リングファイルへの綴込及び別途印刷した資料を含めた資料一式の梱包発送等。
- (3) 仕様及び数量
仕様書に記載のとおり。
- (4) 納入場所
仕様書に記載のとおり。
- (5) 履行期限
仕様書に記載のとおり。
- (6) 入札方法
 - ア 入札は紙入札方式とし、入札書には総価を記入するものとする。
 - イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を

記載した入札書を提出すること。

2. 入札手続等

本件入札についての入札、開札等の手続は次のとおり。

なお、入札書及び誓約書の書式については、本説明書の添付様式を用いること。

(1) 入札にあたり提出すべき書類

ア 入札書（添付様式1）

イ 見積書（様式自由※）

ウ 誓約書（添付様式2）

エ 競争入札参加資格（3）を証する疎明資料（会社案内等）

オ 競争入札参加資格（4）を証する疎明資料（契約書表紙の写し等）

カ 担当者の連絡先が記載された資料（名刺等）

※ 見積書の様式は自由だが、仕様書7.（1）に記載のある各業務の単価については必ず明記すること。

(2) 書類の密封形式

入札書（上記ア）とそれ以外の資料（上記イ～カ）はそれぞれ別の封筒に入れて密封（上記アを密封した封筒の表に「令和7年度の紛争処理委員実務研修及び新任委員研修で使用する資料の印刷・発送等業務に係る入札金額」、上記イ～カを密封した封筒の表に「令和7年度の紛争処理委員実務研修及び新任委員研修で使用する資料の印刷・発送等業務に係る入札金額以外の資料」と記載すること。）し、それらを同一の封筒に入れて密封し提出すること。

詳細は入札心得別紙「記載例」を参照。

(3) 入札書等の提出方法

入札心得第5条第1項の方法による。（持参による提出は認めない。）

(4) 入札書等の提出先等

① 提出先

〒102-0073

東京都千代田区九段北4丁目1番7号 九段センタービル3階

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター

総務部経理課契約担当

② 提出期限

令和7年9月26日（金）13時00分まで（必着）

なお、入札書の提出後に変更及び取消をすることはできない。

(5) 入札書又は入札の無効

入札心得第7条及び第8条による。

(6) 落札者の決定

ア 当財団の定める予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者の入札価格が、予定価格の6割に満たない額であった場合は、低入札価格調査を行う。低入札価格調査の方法は入札心得第10条による。

ウ 予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、再度の入札を行う。再度入札の方法は、入札心得第12条による。

(7) 入札結果の通知

入札の結果は、開札日以降に落札者には電話により、落札者以外の入札者にはメールにより、結果のみを通知する。

入札者や入札価格等の入札結果は、開示しない。

(8) その他

その他本説明書に記載の無い入札手続に関する事項については、入札心得による。

3. 契約

(1) 契約書

契約書は、本説明書に添付の契約書案をもとに作成する。

(2) 契約保証金

契約保証金は徴収しない。

以上